

平成 27 年度 給与改定について

1 平成 27 年大阪市人事委員会勧告

人事委員会は、民間給与との比較を行っている行政職給料表適用の職員（10,155 人）の給与における、平成 27 年 4 月の公民較差（9,925 円（2.43%））に基づく給与改定として、公民給与の較差が比較的大きなものとなっていること、民間における諸手当の支給状況を考慮すると、給料表の引下げを基本としたうえで、給料月額に職務の内容に応じて一定の率を乗じて得た額を基本に手当額が設定されている管理職手当についても、改定の必要性を検討する必要があるとしている。

また、給料表を改定する場合の意見として、本年については、各職務の級においては同一の改定率での改定を基本としつつ、賃金センサスに基づく民間の該当役職の給与水準を参考に、民間との給与水準の差が大きい職務の級については、給料表構造全体のバランスも考慮しながら、改定率を大きくする必要がある。また、昇給カーブのフラット化については、初任給水準や前後の級とのバランスを考慮し、給料表全体のバランスが取れる範囲で行うにとどめることが適当とし、具体的には次のとおりとしている。

[1 級・ 2 級]

1 級の全号給及び 2 級の初号付近は引下げを行わず、2 級の中位号給以上については 1 級からの昇格時の対応も考慮しながら最大で平均改定率の 8 割程度の引下げにとどめる。

[3 級]

前後の職務の級の給料水準とのバランスを考慮して改定する。

[4 級]

平均改定率程度から平均改定率の 1.2 倍程度の引下げとする。

[5 級]

前後の職務の級の給料水準とのバランスを考慮して改定する。

[6 級]

平均改定率程度から平均改定率の 1.5 倍程度の引下げとする。

[7 級・ 8 級]

平均改定率の 1.2 倍程度の引下げとする。

2 平成 27 年度給与改定について

本年の給与改定については、人事委員会の意見を踏まえ、給料月額及び管理職手当の引下げ改定を行うこととする。また、原資配分についてはこれまでどおり先に諸手当分を算定することとする。

具体には、まず公民較差 9,925 円から地域手当へのはね返し分を除き(1) 残額の 8,630 円が給料月額と管理職手当の合計額の 2.54%であることから(2) この率を用いて管理職手当を改定してみたところ、管理職手当の改定額は 207 円となったところである。

この額を除いた残額 8,423 円が給料月額への配分額となるが(3) この場合の給料月額の改定率は 2.54%であり(4) 管理職手当の改定に用いた改定率とも整合しているところである。

- 1 $9,925 \text{ 円} \div 1.15 = 8,630 \text{ 円}$ (円未満四捨五入)
- 2 $8,630 \text{ 円} \div (331,159 \text{ 円} + 8,290 \text{ 円}) = 2.54\%$ (小数点以下第 3 位四捨五入)
- 3 $8,630 \text{ 円} - 207 \text{ 円} = 8,423 \text{ 円}$
- 4 $8,423 \text{ 円} \div 331,159 \text{ 円} = 2.54\%$ (小数点以下第 3 位四捨五入)

(原資表)

項目	内容 (円)	改定額 (円)	改定率 (%)
給料月額	331,159	8,423	2.54
扶養手当	10,744		
管理職手当	8,290	207	2.50
地域手当	52,539	1,295	2.46
住居手当	6,121		
単身赴任手当	109		
平均給与月額	408,962	9,925	2.43